

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは、平成8年4月1日から実施しております「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」（以下「推進要綱」という。）第9(3)アの規定に基づき、「消防用設備等点検済表示推進委員会設置規程」を別添1のとおり定め、平成8年6月1日をもって同委員会を設置し、消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の普及推進に関する事項を審議検討していくことといたしました。

この委員会は、点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、防火対象物の関係者、消防庁、都道府県及び消防機関の職員、点検実施者、都道府県消防設備保守協会役職員、その他の関係者等うちから選任された別添2に掲げる委員によって構成されております。

つきましては、貴協会におかれましても、推進要綱第9(4)アに規定する「消防用設備等点検済表示管理委員会」（以下「管理委員会」という。）の設置について検討を進めていることと思っておりますが、これを早急に設置され、点検済表示制度の運用に係る検討を開始されますようお願い申し上げます。

なお、管理委員会の委員構成につきましては、消防庁から次のような方々に委員として参画していただくよう指導がありましたのでお知らせいたします。

- (1) 都道府県及び複数の消防機関の職員。特に消防機関の職員については、当該都道府県消防長会を通じて、その代表消防機関の職員を選任していただくことが必要であること。
- (2) 複数の防火対象物の関係者
- (3) 複数の点検実施者（消防設備士又は消防設備点検資格者）
- (4) 当該協会の複数の役職員
- (5) その他学識経験者等

おって、委員会の設置等、点検済表示制度の運用に関する疑義が生じた場合は、当センターにお問い合わせ下さるよう申し添えます。

末筆ながら、貴協会役職員並びに会員の皆様方のますますのご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

平成8年5月30日

財団法人日本消防設備安全センター  
理事長 山 越 芳 男

各都道府県消防設備保守協会長 殿

(別添1及び別添2省略)